

県 土 整 備 農 林 水 產 委 員 会 会 議 錄

I 日 時 令和7年11月27日(木)

午前9時59分開会

午前11時43分閉会

II 場 所 第2委員会室

III 出席委員

委員長	庄司 昌弘
副委員長	光澤 智樹
委員	大井 陽司
〃	安達 孝彦
〃	岡崎 信也
〃	奥野 詠子
〃	武田 慎一
〃	宮本 光明

IV 出席説明者

農林水産部

農林水産部長	津田 康志
農林水産部次長	荻浦 明希子
農林水産部次長	山森 主税
農林水産部次長	松井 伸彦
農林水産部次長	雄川 洋子

参事・農林水産企画課長

渡邊 正和

参事・市場戦略推進課長

伴 義人

参事・農産食品課長 大田 幸夫

参事・森林政策課長 磯 孝行

参事・水産漁港課長 荒木 美智子

農業経営課長 駒見 真一

農業技術課長 山崎 一浩
農村整備課長 國分 義幸
農村振興課長 上島 克幸
農林水産企画課課長（企画担当） 林 保則
農業経営課課長（団体指導検査担当） 太田 浩志
農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当） 大川内康郎
農業技術課課長（畜産振興担当） 清水 康博
農村振興課課長（中山間農業振興担当） 加藤 真一
森林政策課課長（森林整備担当） 四十住 敬史
森林政策課課長（森づくり推進担当） 平野 雅治
水産漁港課課長（水産担当） 前田 経雄

土木部

土木部長 金谷 英明
理事・土木部次長 山下 章子
土木部次長 川上 孝裕
参事・建設技術企画課長 根上 幹雄
参事・道路課長 山中 久生
参事・砂防課長 松本 直樹
管理課長 吉尾 望
河川課長 若林 修
港湾課長 竹島 靖

都市計画課長 澤 徹
建築住宅課長 吉野 博行
営繕課長 中島 道長
河川課課長（開発担当） 山縣 英彦
都市計画課課長（下水道担当） 織田 大祐
企業局
企業局長 牧野 裕亮
企業局次長・水道課長 山田 晃
参事・電気課長 森田 智之
経営管理課長 福田 聰浩
電気課課長（新エネルギー開発担当） 大野 憲保
水道課課長（機能維持推進担当） 澤田 博

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

- 津田農林水産部長
・11月定例会付議予定案件について
金谷土木部長
・11月定例会付議予定案件について
山中道路課長
・11月定例会付議予定案件について

吉尾 管理課長

- ・ 11月定例会付議予定案件について

牧野 企業局長

- ・ 11月定例会付議予定案件について

福田 経営管理課長

- ・ 11月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

庄司委員長 11月定例会付議予定案件の内容につきましては、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようありますので、以上で11月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

大田 農産食品課長

- ・ 令和7年度サンドボックス予算の執行状況について

伴 市場戦略推進課長

- ・ 米国での県農林水産物・食品のプロモーションについて

山中 道路課長

- ・ 令和7年度富山県道路除雪計画（富山県土木部）の概要について

資料配付のみ

市場戦略推進課

- ・ 「とやまグルメ・フードフェス2025」の開催概要について

農産食品課・農業技術課

- ・ 令和7年産米の品質及び作柄の状況について

農業経営課

- ・ 「第2期富山県農福連携等推進方策」の策定について

農業技術課

- ・高病原性鳥インフルエンザの本県での対応について

森林政策課

- ・「とやま森と木のフェスタ2025」の開催結果について
- ・「伐木チャンピオンシップ2025」の開催結果について

(4) 質疑・応答

大井委員

- ・水橋地区における基盤整備とスマート農業の導入について
- ・水橋地区における生産性の向上について

安達委員

- ・酒蔵支援について
- ・酒米について

岡崎委員

- ・除雪体制について
- ・除雪オペレーターの育成について

武田委員

- ・森林経営管理法（制度）の一部改正について

光澤委員

- ・熊被害対策のための里山での緩衝林帯整備について

庄司委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

大井委員 私からは国営農地再編整備事業、水橋地区について2問お伺いしたいと思います。

水橋地区は、富山県の重要な食料供給基地であります。この国営農地再編整備事業は、全国初の次世代農業促進型として位置づけられました。富山の農業の未来を担う非常

に重要なプロジェクトであります。

事業の背景には、昭和初期に整備された狭小、不整形な区画や排水不良、老朽化した用排水路といった構造的な問題があります。これらが作業効率の悪化と耕作放棄地の懸念を生んでおります。

本事業の核は、農地の大区画化と排水不良の解消であり、これにより低コストで省力的な営農、そして将来的なスマート農業の本格導入を可能にすることあります。事業完了は令和15年度が予定されており、水橋地区の期待は非常に大きいものであります。

そこで、事業の柱である農地の大区画化と長年の課題であります排水不良解消、暗渠排水等に向けた整備の現状の進捗と事業全体の完了見込みを國分農村整備課長にお尋ねいたします。

國分農村整備課長 620ヘクタールの農地で大区画化を進めております国営農地再編整備事業、水橋地区につきましては、令和3年度の事業着工から今年で5か年目を迎えております。これまで約70ヘクタール、事業面積でいきますと約11%の事業進捗という状況になっております。また並行して実施しております暗渠排水の整備につきましては、これによりまして水田の汎用化が進むものでございますけれども、5年間で約50ヘクタールが実施済みであり、こういった整備によりまして、園芸作物の生産に適した基盤の整備が進められているという状況になっております。

今後、国では、事業の最盛期としましては年間80ヘクタールから90ヘクタールの工事の進捗を見込んでおりまして、先ほど委員からありましたけれども、令和15年度の完了を目指しているという状況になっております。

県としましては、工事を円滑に進めるために、天候の比較的安定しました夏場施工での実施に向けて、地元や

生産者との調整や、換地計画の作成に向けて、地権者間での調整といった業務の協力、サポートをしてまいりたいと考えております。

大井委員 進捗状況について了承いたしました。特に排水改良の効果が見えにくいと思いますので、そこは重要になってくると思います。令和15年度の工事完了に向けて、しっかりと遅滞なく進むようどうぞよろしくお願ひします。

それでは、次の質問に入ります。

スマート農業の導入に向けた整備内容についてお伺いいたします。

水橋地区の国営農地再編整備事業は、次世代促進型として単なる基盤整備にとどまらず、スマート農業の本格導入を前提とした点が最大の特徴であります。これは本県の農業生産性を飛躍的に向上させるための戦略的な取組だと考えております。

スマート農業の導入により、自動走行農機の活用や、水田水管理システムの導入など、省力化と精密化が同時に実現し、農業の担い手の負担軽減と競争力強化に直結していると承知しております。この実現のためには、農地の大区画化というハード面の整備に加え、スマート農業技術が機能するためのＩＣＴの情報通信基盤や、農業者が技術を使いこなすための環境整備が不可欠だと考えております。

そこで、この次世代農業促進事業の中核でありますスマート農業の導入について、具体的な整備内容、ＩＣＴを含む普及に向けた取組を國分農村整備課長にお尋ねいたします。

國分農村整備課長 水橋地区では、農地の大区画化、汎用化に併せまして、スマート農業の導入を促進し、営農作業の効率化でありますたり、管理作業の省力化を図り、担い手の体質強化を進めているところでございます。

スマート農業に対応した基盤整備の内容としましては、スマート農機具の性能を最大限に発揮できるような農地の大区画化でありましたり、除草作業など維持管理の労力を軽減します末端用排水路の暗渠化、さらには水管理の労力を軽減しますICT水管理技術の導入、さらには農地外で農業機械が旋回できるターン農道、自走型草刈り機やトラクターによる草刈り作業が可能となります幅広畦畔の導入などといったことを今進めているところでございます。

令和7年度からは、このようなスマート農業に対応しました農地整備事業につきまして導入試験を開始しております、順次本格的な導入に向けて準備を進めているところでございます。

大井委員 ICT水管理システム技術が非常に大切になってくるかなと思っておりまして、それには通信環境の確保が生命線になるのではないかなと思っております。今後、国や通信事業者とも連携を図り、通信環境を強化して整備が実現するよう強く要望いたします。

次に進みたいと思います。

水橋地区における生産性の向上についてお伺いします。

本事業がどのように農地の集積、集約を促進して、生産性が向上していくかお伺いいたします。

水橋地区の国営事業は、従来の基盤整備を超え、富山の農業の生産性向上と担い手の経営安定に直結する重要な取組だと考えております。

地域の課題であった狭小、分散した農地は、大規模化と作業効率化の非常に大きな障害でもございました。本事業の柱である大区画化とスマート農業を前提とした基盤整備は単なる物理的な改善にとどまらず、農地の利用集積、集約を強力に促進する起爆剤となるはずです。この集積、集約なくしては低コスト化やスマート農業の真の導入は得ら

れないと考えます。集約された有用な農地をいかに次世代の意欲ある担い手に集約できるか、生産性を飛躍的に向上させるか、これが成功の鍵になっていると考えます。

それで農地の集積、集約をどのように具体的に推進して、どのような目標を立てているか國分農村整備課長にお伺いいたします。

國分農村整備課長 水橋地区の農地の多くは10アール未満の小区画であります。現況の担い手の農地集積率は43%であります。また、営農する農地は分散しているため、営農作業の水管理、草刈りなどの栽培管理に多大な労力を費やしている状況でございます。

さらに農道の幅員が狭く、土水路や老朽化が進むコンクリート水路において漏水などによりまして、営農に支障を来していることから、令和3年度より国営事業での大区画化整備を進めているところでございます。

本事業によりまして、縦100メートル、横150メートルの1枚の区画が1.5ヘクタール以上を基本としました農地の大区画化を行っております。生産コストの低減と併せまして、地域の担い手への農地の集積、集約を進め、経営規模を拡大し、経営基盤の強化を図っているところでございます。

本事業の目標としましては、担い手への農地集積率を95%とするという計画がございまして、大区画化、水路整備など、基盤整備を着実に進め、土地改良区や地域計画を担う市町などの行政機関を含めました国営水橋営農推進ワーキングチームで、連絡調整や情報共有の場を活用しながら、農地の集積、集約を促進しているところであり、水橋地区の生産性を大幅に向上させてまいりたいと考えております。

大井委員 集積、集約の仕組みは理解いたしました。低コス

トと高収益化が大事だと思いますので、それが実現できるように農地の集積、集約化をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

本事業完了後の高収益作物の導入目標と、その達成に向けた戦略をお伺いいたします。

特に、暗渠排水などにより、水田を畠地として利用できる汎用化は、コシヒカリに加えて、大豆、麦、さらにはキャベツやネギなどの野菜等を安定的に生産する土台となります。このフェーズは、高収益作物の導入や集合経営の成功こそが、事業の投資対効果を最大化して地域の農業を真に持続可能なものとする鍵となります。

しかしながら、地盤が整っていても市場性や技術的な課題から作物転換が進まない事例も他地域では見られることから、事業の最終的な成果を明確にするために、その目標達成に向けた技術指導、販路確保などの戦略が必要ですが、所見をお伺いしたいと思います。

國分農村整備課長 水橋地区は、排水条件が悪く、園芸作物の取組がしにくい地域が多いことから、国営事業を契機として1.5ヘクタール以上の農地の大区画化、暗渠化を行うことによりまして、ニンジン、玉ネギ、サツマイモなどの高収益作物の作付を、現況で4%のところを、47%まで拡大することとして、事業を進めているところでございます。

その達成に向けましては、行政、JAと関係者によります水橋園芸導入促進チームにおきまして、実需者のニーズが高い加工用トマトでありましたり、加工用サツマイモの機械化栽培の実証に取り組むなど、地域の特徴に応じた生産体系の確立を目指し、検討を進めているところでございます。

さらには、本地域内で作付された園芸作物の生産から流

通、加工、販売までが可能となるような、集出荷施設の拠点づくりの検討などもされており、県としては、引き続き関係者が一体となって本地区の生産性の向上が図られるよう、着実に支援を進めてまいりたいと考えております。

大井委員 分かりました。

販路の確保が農家の今後のリスクを低減して、それから高収益化に結びつけるものだと思っておりますので、その仕組みづくりも含めて、併せて御支援いただきますよう強く要望いたしますので、よろしくお願ひします。

安達委員 今日はお酒に関するご質問を2問ほどお伺いしたいと思います。

私はお酒をそれなりに飲むのですが、ふだん日本酒はあまり飲みません。日本酒は大好きなのですが、日本酒を飲み始めるとおいしくて止まらなくなるから、ふだんは飲まないようになっています。ただし、祭りやおめでたい席とかの節目では、やはり日本酒をしっかりと飲ませていただいているところでありますし、前職のときは県内各地に行きましたので、それぞれの土地の地酒を飲ませていただきまして、富山県内には各地に大変おいしいお酒がたくさんあるんだなということを知ったわけあります。

また最近では、視察等で県外に行けば、その土地の地酒を飲ませていただきます。やはりその土地の食事に合った地酒があって、地域や地方でそれぞれ特徴があるということを飲んでおります。

ある意味、日本の食文化の一つでもある地酒でありますけれども、今、酒蔵が大変苦しんでいらっしゃいます。

昨年、米価が大変高騰しました。それに伴って酒米の価格も高騰しております。令和6年産酒米価格が高騰したのに加えて、今年の秋収穫の令和7年度産酒米価格も、令和6年産の1.7倍と急騰しているところであります。この2

年でほぼ倍くらいの価格になったと言ってもいいのではないかと思っています。

富山県内は特に酒米を使った酒蔵が大変多いです。酒造適合米比率は全国では約3割から4割ですけれども、本県の酒蔵においては、この酒造適合米の使用割合は8割と大変高いわけでありますし、原材料費用に占める割合も約8割ということで、このような中で2年連続の酒造用米価格の急騰によって、各酒蔵の経営が大変苦しくなっているということを聞いております。

聞くところによりますと、全国各地でやはり同じ状況でありますので、それぞれ経費上昇分の補助をする支援メニューを各県が作っているということではありますけれども、本県においてはまだそういった支援メニューが出てきていませんところであります。

本年9月には、富山県酒造組合から酒蔵に対する支援について県に要望があったとも聞いておりますし、9月議会の予算特別委員会において、澤崎委員から酒蔵に対する支援の要望に関する質問があったわけでありますけれども、現時点ではまだ支援メニューが出てきていません。全国でも酒蔵への支援がないところは残り数県だと聞いております。

先ほど申しましたが、富山県は酒米を使っている割合が非常に高いということもありますし、酒米の産地も擁しているわけでありますので、酒蔵に対する支援を早急に行うべきではないかと考えますが、伴参事・市場戦略推進課長にお伺いしたいと思います。

伴 市 場 戰 略 推 進 課 長 委員から御紹介があったように、富山の地酒というのは、本県の食文化の中核を担っている大切な特産品だと考えております。また県内の酒蔵さんについては本県の地域経済活性化の担い手として、食のイベントだったり、観光のイベントだったり、多くの場面で活躍い

ただいているということについても常日頃から感謝しております。

こうした中、令和7年産の酒造好適米、いわゆる酒米につきましては、農協の概算金ベースになりますけれども、昨年から1俵当たり1万2,000円上がって、2万9,000円となっているというところで、本当に異常な上がり方になっているという状況も認識しているところでございます。

また9月議会のお話もございましたけれども、その際にも、実施させていただいた酒蔵さんの聞き取り調査において、急激な米価上昇であるため対応しづらいとか、原料米の価格上昇分をそのまま商品価格に転嫁すれば日本酒の大幅な需要減が見込まれる、そういったような御意見を各蔵から頂いたところでございます。さらに9月に酒造組合さんから県に要望がございましたけれども、酒米の急激な価格上昇分に対するコストの緩和策を何とかしてほしい、あるいは需要の維持拡大に向けた付加価値向上、あるいは販路開拓に対する支援、こういったものも県に支援をお願いできないかというお話があったところでございます。

富山県の日本酒の大きな特徴としましては、県産酒米の使用割合が8割ということで、これは全国でもトップクラスでございますので、かなり大きな影響だろうと我々も認識しているところでございます。

こうした中、先週21日金曜日でございますけれども、「強い経済」を実現する総合経済対策が閣議決定されました。その中で重点支援地方交付金の拡充も同時に示されております。また同日付で、国税庁より各都道府県宛てに、地域の実情に応じて酒蔵等への交付金の活用を検討するよう依頼文書を頂いているところでございます。

委員御指摘のとおり、他の自治体におきましては、既に酒米価格上昇相当分の一部助成、あるいは付加価値向上の

取組に対する支援、そういういたものも行っている事例があることは承知しておりますので、この後、本県の酒蔵を取り巻く状況も踏まえまして、どのような支援ができるのかを検討してまいりたいと思っております。

安達委員 今ほど本県の食文化の中核というお話もありましたけれども、輸出等にも大変力を入れていただいておりますし、それこそ米とともに輸出の柱がこの日本酒、地酒だとも思っております。「寿司といえば、富山」を進めておられますですが、この中にはすしだけではなくて、酒、お米、器といった様々なコンテンツがあると思います。こうした富山の食文化を打ち出すときに、肝腎要の酒を作る酒蔵がばたばた潰れてなくなっていくようなことがあれば、本県の食文化、酒の文化も廃れていくわけでありますので、ぜひともしっかりと強く打ち出して、支援をしていただきますようにお願い申し上げたいと思います。

次の質問です。

先ほどから本県産の酒米というお話もありましたが、本県も酒米を大変たくさん作っている県であります、本県で取れる酒米のうち半分以上を他県に出している状況であります。一方で、ここ数年のうるち米の高騰によりまして、酒米との値段の価格差がなくなってきた。そうすると、酒米のほうが手間暇かかるわけですが、今までその分、高い価格で売れたのでそれなりに酒米を作っていたところ、何のために酒米を作っているのかという生産者の方も出てきてしまうわけであります、栽培を酒米から主食用米に転換しようという動きが、これは全国的に増えているというお話を聞いているところであります。

これについては、しっかりと酒どころ富山を維持するために、酒米の作付に対する支援を行い、未然にこのようなことを防いでいく。そして作付の維持拡大も目指していく

べきではないかと考えております。

来年度産の作付状況の見込みとかも分かれば教えていただきたいと思いますけれども、そうした酒米の作付の支援についてどのように考えていらっしゃるのか大田参事・農産食品課長にお伺いしたいと思います。

大田農産食品課長 酒米については、令和7年産では、一般的の主食用米価格の上昇を受けまして、全国で酒米から食用米に転換する動きも見られておりますが、本県においては前年に比べ約30ヘクタール減少したものの、近年と同程度になる約700ヘクタールが確保されておりまして、県内の酒造会社をはじめ、供給量はおおむね確保されたものと伺っております。

御質問ありました令和8年産につきまして、先般、国が示した主食用米全体の需給見通しでは、高い在庫水準が続くとされておりまして、今後の需給動向や、米価の推移を見通すことは大変難しい状況にはございますが、県内の酒米産地では、近年並みの生産面積が確保できるよう、生産者への働きかけが行われているものと承知しております。

こうした中、国の令和8年度予算概算要求におきまして、産地と実需の連携強化などによる酒米の安定供給を目的とした新たな支援策が盛り込まれております。

県では、引き続き国の支援策の措置状況を注視しながら、必要な情報を周知することとしております。

また酒米生産者の皆様が意欲を持って生産を継続し、安定した収量、品質が確保できるよう、今後とも農林振興センターとJAなどと連携しまして、生育状況の確認や周知を図るための展示圃場を設置しまして、きめ細かな技術指導、例えば初期生育の確保ですとか、的確な水管理などの徹底を通じて県産酒米の生産振興に努めまして、県内外の酒蔵に安定供給できるよう進めてまいりたいと考えており

ます。

安達委員 大きな影響は今のところはないということですけれども、私の近くでも酒米を作るのはもうやめたというお話を聞きました。今後そうした影響も出てくることも懸念されますので、しっかりとした安定供給ができるようにサポートや支援をしていただきたいと思います。

岡崎委員 私からは、冒頭に山中参事から御報告がありましたが除雪について2問改めてお伺いしたいと思います。

私が思っているのは令和2年の豪雪になったあのときです。積雪量からすると五六豪雪と比較するとそんなでもないのですけれども、短期間に集中してどっと積雪が増えると、これまでやってきた通常の除雪では追いつかなかったと思っています。高速道路なんかも渋滞というか車が動けなくなって大変な状況だったと思います。武田議長もあのとき、トラックなど一つ一つに食料を運ばれたりしておられたのをテレビで拝見しましたが、とにかく本当に大変な豪雪でした。交差点では、特に県道と市道が交わったり国道と県道が交わったり、要は所管が違う交差点が存在すると、信号が青になっていても道が荒れて車両が進まず、交差点の除雪が進まないという事態もあって、様々なことを議会でも議論しながら改善してきたと思っています。また先ほど御報告あったように、道路の監視カメラなどを増設されたり、道路標識板なども増加していると思います。

昨年も結構集中的に雪が降ったと思いますが、これまでのいろいろな経験を生かして難なきを得ていると感じておりますが、今年の関係機関との調整ですとか、あるいは強化をした面について山中参事・道路課長にお聞きしたいと思います。

山中道路課長 県では、先ほども御指摘ございました令和3年1月の大雪の教訓も踏まえまして、市町村との連携除雪

区間や雪捨場の拡大、早朝の時間帯に限らない機動的除雪の実施、除雪体制の強化や充実など、それぞれ出てきております課題に対応してきているところでございます。

これらの効果もあったのか、委員からもお話をありました。昨年度は大きな混乱もなく除雪は実施できたのではないかと考えております。

今年の冬につきまして、先ほども除雪計画の説明をさせていただきました。一部重複するところもございますが、今年2月上旬の2回の寒波の際に、県西部の山手のほう、特に国道156号、304号ですけれども、南砺市の下梨の周辺でスタック車両が見られました。そういう箇所を中心に監視カメラを7基追加しまして、合計393基分を公開することとしております。さらに、市町村との連携除雪につきましても2区間増やしまして、合計76区間と増強を図っているところでございます。

また高速道路や国道8号など、降雪予測等によって予防的な通行止めをする場合の対応などが課題となっておりまして、今年度は災害級の大雪時の対応としまして、大規模な車両滞留を回避するために、並行する県管理道路につきましても同時通行止めを実施するということを除雪計画にも明記しているところでございます。具体的には石川県境の国道304号、国道359号及び県道金沢井波線の3路線、それに加えまして、岐阜県境側の東海北陸道と並行します国道156号、国道304号の同時通行止めについても、そういう体制を整えているところでございます。

また、岐阜県境の同時通行止めについては、南砺市さんとも覚書を締結しまして、道の駅上平の駐車場を緊急退避場、Uターン箇所として使用するということにしております。

今年の冬につきましても、これまでの教訓も踏まえて、

災害級の大雪も想定しながら、また県民の皆さんのお理解も得ながら、それと国や市町村、ほかの道路管理者、NEXCOさんなんかとも連携しながら、道路除雪に取り組んでいきたいと思っております。

岡崎委員 令和3年1月のときは、知事が呼びかけられて学校を休校にしたり、企業も休業してもらったりして、日中の除雪も一部区間でしたけれども実施したと。日中除雪の実績ができたと思っています。

国道と並行する県道などについても同時通行止めということで、その場合どこへ車は退避するのかなと思っていたら、一部道の駅の駐車場は確保してあるということですが、流通業者からすると、やはり退避する場所などをどのタイミングで連絡してくれるのかと、こういうことがよく言われています。いちいちネットを見ながら走るわけではないので、道路標示板をぜひ強化してほしいとも言われていますが、これに対してどのようにされるのか教えてください。

山中道路課長 NEXCO中日本さんですとか、国道8号を管理していらっしゃる富山河川国道事務所さんといった道路管理者と連携を取って、いろいろ調整しながらやっているところでございます。

基本的には気象予報等もそれなりに発達してきている状況で、タイムラインなんかでも大雪が想定される場合には、おおむね3日前くらいから通行止めの可能性があるということを周知するということになっておりますので、県民の皆さんにはぜひそういった情報をキャッチしていただければと思います。

また先ほどもお話をありがとうございましたが、知事からもメッセージ等を発すると。昨年はメッセージによって交通量もちょっと減ったという事実もあります。そういうところで、不要不急の外出をされないようにまた周知していきたいと

思います。

また、道の駅上平で転回場を造るという話もしましたが、それ以外の末端のところでは、例えばチェーン脱着場とかを使ってUターンしてもらうとか、そういったこともできるようなことを考えております。

岡崎委員 滞留する原因として一番多いのは、タイヤにチェーンを巻くタイミングが遅れたことではないかと思うのです。通常なら登り切れるところもチェーンを巻いていないために滞留してしまうと。こういうことがあるので雪が本当にひどくなってきたら、早めにチェーンをつけてくれという呼びかけを徹底していかなくてはいけないと思います。県内の事業者さんは、チェーンをつけないということはあまりないと思いますが、県外から北陸自動車道を通っていく皆さんについては、高速が通行止めになった場合は下道において県道を走ると途端にそこで詰まるということもありますので、ぜひタイミングよく、呼びかけを徹底していただきたいと思います。

2問目ですが、本当に除雪作業オペレーターの不足が言われています。高齢オペレーターの引退と代わりに業務を担っていただける若い世代がなかなかいないということもありますので育成をどうするかという課題があります。

このため今年の2月定例会でも提案させていただきましたが、道路の除雪シミュレーターを活用してはどうかと思っています。去年はベテランドライバーによる実際の道路除雪指導も計画されていたようですが、たまたまそのときには大雪になって実習できなかつたということもあって、何らかの形でいつでもそういう除雪の感覚を、本格的でなくともいいので体験してもらうというのは非常にいいことではないかと思っておりましたら、11月14日にシミュレーターの機械が防災管理センターに設置されて、その翌週か

ら公開されたということでした。

私も少し体験させていただきました。最初はこれでできるのかなと思っていたのですが、実際に操作用の椅子に座ると、本当にリアルで、まさに画面全体で除雪機を操作しているような感覚になりました。緊張した感覚も非常に伝わってくる中身でした。

体験しに来られた方もいらっしゃると思うのですが反響や効果についてお聞かせいただければと思います。

山中道路課長 持続可能な除雪体制の維持というのは非常に重要なと思っております。

これまででも大型特殊免許の取得費用の助成ですとか、先ほども委員御指摘の現場での研修会なんかも実施してきているところでございます。

今年度の取組として、国土交通省さんが開発された除雪トラックのシミュレーターをお借りしまして、操作体験会を11月17日の週の計5日間で試験的に開催しました。

除雪業者は8名、一般の方28名の合計36名の参加がございました。また14日には、富山工業高校の学生さんにも参加していただきました。

アンケートも取っておりまして、業者の方からの御意見としましては、「シーズン前に感覚を確認するいい機会となった」ですとか、「来年除雪関係の資格を取るので大変参考になった」といった声を聞きました。また一般の方からの声を聞いたところ、「除雪作業ってとても複雑で大変なんだなということを痛感した」ですとか、「扱い手を育てていかなければ除雪がおぼつかない状態になるんじゃないかな」といった声もお聞きしたところでございます。

岡崎委員 事業者の方がどう反応されるか私もずっと見ていましたのですが、それなりにリアルだなという感想も言っておられました。

北陸地方整備局に2台しかなく大変高価な機械だと聞いておりますけれども、こういうものをぜひ研修の際に取り入れてくれないかという声も聞こえたように私は思っています。ぜひそういう活用方法も今後考えていいと思うのですけれども、それについての見解をお願いしたいと思います。

山中道路課長 雪がない時期でも繰り返し、また特に安全に訓練できるので、こういったバーチャルの研修というのは、効果が非常に高いのではないかなと考えております。

また、今回の取組についてはマスコミにもいろいろ報道していただきまして、道路除雪のPRにもなったなと思っております。

県としましては、除雪企業の皆さんの御意見も伺いながら、季節を問わずに実施可能なバーチャルの研修については積極的に取り組んでいきたいなと思っております。

ただ、委員から御指摘もございましたがシミュレーター機械は国土交通省北陸地方整備局管内に2台しかございませんので調整が必要かなと思っております。

今後もオペレーターの育成確保を通じて、持続可能な除雪体制を確保していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

岡崎委員 若い人のほうが取り組みやすいのかなと私は見ていて思いました。そういうことで、ぜひオペレーター育成のために活用いただいて、県の除雪体制堅持のため、またよろしくお願いしたいと思います。

武田委員 平成31年から森林経営管理制度が始まりました。

「わちやわちや」になっている山を早く整備しないといけないということで、私が県議会議員にならせていただいた時もよく言われていたわけであります。そこにこの大変いい制度ができたわけであります。うちが所有する山林につ

いても基礎自治体また森林組合から経営管理の同意を頂きたいというやりとりがあったと記憶しているわけあります。

ただ、なかなかこの成果というのが、森林組合のほうから届かないのか、私が見ていないのか、ちょっと分かりませんが、把握できないわけであります。農林水産部では、データも多分持っておられてしっかりと把握していると思っておりますが、なかなかこのことが取り上げられないものですから、この制度によってどのような効果があったかお尋ねしたいと思っております。

また、例えば山林の集積、集約による材木の搬出といったことであったり、たくさん材木が市場に出回ってもうかかったという話はなかなか聞けないわけでありますが、そんなことも併せて平野森林政策課課長にお尋ねいたしたいと思います。

平野森林政策課課長 この森林経営管理制度は、森林所有者の方が自ら森林の経営管理をできない場合、市町村が所有者から委託を受けて、経営管理権を設定して間伐などを行う制度で、平成31年4月に開始されたものです。

これまで各市町さんでは、手入れが遅れ、整備が必要な森林の所有者の方を対象に、今後の経営管理の方針などを確認する意向調査、これは今委員も言われましたが、これまで約2,300ヘクタールにおいて調査が行われたところです。

市町さんがこの制度による間伐等の森林整備を行う際には、所有者さんの相続人など権利者を全て探索して同意を取得する必要があるほか、現地調査による整備区域の確認ですとか施業内容の検討、そして整備業務の発注など事務が非常に煩雑だということで、この制度における森林整備は令和6年度末では5市2町で約59ヘクタールにとどまつ

ているところでございます。

一方で、この意向調査の準備段階で、対象となる森林の現況ですか森林所有者の方の情報など、森林整備に必要な情報が各市町さんに集約されていっているところです。そしてこの情報が森林組合さんなど林業経営体などに提供されることで、林業経営に適した森林において、この制度によらない部分ですけれども、市町さんの補助事業などにおいて、実際に約600ヘクタールの森林整備が行われているところであります。さらに、各市町さんにおいてはあまり林業職員の方がおられませんが、この制度によって森林の管理や整備の意識が醸成されてきているということもあり、この制度が県内の森林、林業全般の振興に効果を發揮してきているものと考えているところです。

武田委員 目標は2,300ヘクタールの整備だがなかなかそこまで整備は不可能だということでしたが、制度によらない部分の約600ヘクタールの整備が行われたと。これは令和6年度に行われたという認識でよろしいでしょうか。

平野森林政策課課長 答弁が少し足りなかつたのですが、各市町さんの補助事業で行われた部分はいわゆる林業経営に適したところです。この制度では林業に適していないところで行うため、あまりもうからないのですけれども、約600ヘクタールの分についてはもうかるところでやられたと。その間伐材が売られて、ある程度の収入を所有者さんも得られたし、所有者さんがいわゆる森林整備を行うときの補助残とかそういうものを使われたということで、県内の林業全般に大変よい影響を及ぼしたと考えているところです。

武田委員 林業に携わる方、なりわいとしてやっておられる方に対していい効果が出たということでよろしいかと思っております。

今、熊も数多く出没していますが、森林を整備していくことによってそういった害獣被害を抑えることができるというようなことも十数年前はよく言われておりました。また大きい牛を並べてカウベルトというようなことで、これも熊対策になるというようなことも言っておられたと思います。

やはり森林整備をする効果というのは、ただもうかるだけではないというようなことも分かってきたのかなと思っています。

ただ、さらに森林を整備することによって、例えばこれから熊の居場所をこちらから先に見つけるというようなこともできるようになるのではないかなと思っております。例えば少し多めの麻酔をドローンから打って熊を眠らせて、それを捕獲していくというような逆の攻め方もあるのかなと思っています。

全く質問の内容が違ってきてているわけでありますけれども、そのような目的もそろそろ持っていただければいいのかなと思っていますので、ぜひお願ひします。

次ですが、この森林経営管理法は本年5月に改正されたということあります。先ほど各自治体でやっておられるがなかなか難しいよというような答弁もありました。難しいということについて、これは多分人的なことだろうと思っておりますが、ここをもう少し詳しく教えてほしいのと、この制度のさらなる推進に向けて、本県として今後どのように支援されていくのか内容と併せて平野課長にお伺いいたします。

平野森林政策課課長 林野庁の調査によれば、この森林経営管理法の施行後、森林所有者への意向調査が全国103万ヘクタールで行われたということです。このうち、市町村に森林の管理委託を希望された分が22万6,000ヘクタールあ

ったと。これに対して、市町村さんが預かった森林面積、これが約2万3,000ヘクタール、また市町村さんから森林組合さんなどに再委託されたところについては3,000ヘクタールというところで、とても低位に推移しているということが課題として挙げられたと聞いております。

その理由として挙げられているものが、まず森林組合さんなどの事業体と市町村との連携が不十分だということ。また、森林所有者の探索とか、同意の取得なんかでやはり市町村の事務の負担になっているということが挙げられたということで、今回の改正では、新たに市町村が森林組合さんなどとの地域の関係者と連携して集約化の区域や方針、また受け手を定める集約化構想を策定して、再委託の手続などが迅速化かつ簡素化される仕組みの創設をするということになりました。また森林所有者さんが不明の森林等については権利を設定する必要が有りまして、そういうのはちゃんと公告してやらなければいけないのですが、その期間の短縮がなされており、このようことで制度の促進を図ることとされているところでございます。

県では、本年7月23日に森林経営管理法の改正に関する説明会を、林野庁の担当者を講師に招きまして開催しましたところ、市町や森林組合などの職員の方、計61名の方に参加していただきました。質疑応答では、新たな仕組みに関する質問ですか、事業者さんからは市町などとのやり取りが円滑になるのではないかというような意見もあって、関係の皆さんのがんばりの高さがうかがえたものでございます。

こうしたことでも踏まえまして、県といたしましては、森林政策課内に設置した森林経営管理総合支援センターにおいて、市町の負担が軽減されるように、この制度の周知ですとか市町の実情に応じた巡回指導、個別相談また技術支援などの伴走支援も引き続き行いまして、この制度がスム

ーズに進むよう取り組んでまいりたいと思っております。

武田委員 分かりました。

市町村にあまり負担がかからないように御指導いただければと思っております。

光澤委員 先ほど武田委員からちらっと熊の話が出ましたけれども、本日は、熊の被害対策のための里山での緩衝林帯整備について2問伺いたいと思います。

御承知のとおり、今年は9月後半頃から熊などの野生生物の市街地等への出没や、人身被害が多数発生をしております。特に熊については、本当にテレビや新聞で見ない日がないほど、連日多くの報道がなされておりまして、大きな話題にもなっております。

国全体としては、この熊による死者数が過去を大幅に更新、過去最多となり、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっており、県内でも不安の声が多く聞こえております。

その中で、県内においても熊被害対策は喫緊の課題であると考えておりますし、その対策の一つとして、人と野生生物とのすみ分け、これが有効な対策の一つであると認識しております。

県ではこれまで森づくりの推進として、クマ対策緊急3箇年森林整備事業などの事業を実施してきているものと承知をしておりますが、全国的な熊被害などの状況も踏まえ、より一層の人と野生生物とのすみ分けのための里山林の整備が必要と考えます。

今後どのように取り組んでいくのか、平野森林政策課課長に伺います。

平野森林政策課課長 県では、平成19年度から水と緑の森づくり税を活用しまして、野生生物とのすみ分けを図るため、里山林の整備をこれまで4,201ヘクタールにおいて行って

まいりました。

この整備を実施した地域の皆様方からは、「見通しがよく安心できる」という言葉ですとか、「明るくなつてよかったです」といったような意見を頂いているところです。

また近年は、委員がおっしゃったとおり、全国的に市街地への熊の大量出没や人身被害もありました。そういったことから、令和4年度には里山再生整備事業の対象地域に、熊などの移動経路と想定される河岸段丘なども加えまして、昨年度までに7市15地区において取り組んでいただいているところです。

またさらに令和6年度からは、新たに熊の出没件数が多かった地域において、集中的に取り組むクマ対策緊急3箇年森林整備事業を開始したところです。

この事業は、熊が侵入しづらく、隠れにくい緩衝帯の整備や、電気柵の設置などの支援を行っているもので、昨年度は富山市や砺波市の4地区において27ヘクタールの森林整備ですとか、1.9キロの電気柵の設置が行われ、今年度も富山市や黒部市の4地区において、16ヘクタールの森林整備と2.1キロの電気柵の設置への支援をさせていただいているところです。

里山林の整備は、熊などの野生動物の人里への侵入を抑制するだけではなくて、至近距離での突発的な遭遇を減らす効果もあるとされているところで、今後とも地域の方々の御要望も踏まえ、市町さんとも連携しながら、野生動物のすみ分けにつながる里山林の整備を着実に進めてまいりたいと思っております。

光澤委員 私も実績値を頂いておりますが、着々と事業を進められていて、先ほどおっしゃられたように、住民の皆さん安心感にもつながっているのかなと思っています。

報道等も踏まえて、多分いろいろな地区で、自分のとこ

ろもやりたいわとか、やったほうがいいのではないかというところも引き続き出てくると思いますので、この事業の活用もしながら、より一層すみ分けのための里山林整備を進めていただきたいと思います。

関連ですけれども、熊被害が喫緊の課題であるということは先ほども申し上げましたけれども、そんな中で国では、昨今の熊被害による人身被害の多発等を踏まえまして、関係閣僚会議において、クマ被害対策パッケージが先日取りまとめられました。

その中にも、人と熊のすみ分けを実現するという文言が入っておりまして、施策の一部にも緩衝林帯の整備が含まれております。そんな中で県としてどのように取り組んでいくのか、四十住森林政策課課長に伺います。

四十住森林政策課課長 今ほど平野課長からもお答えしましたとおり、本県ではこれまで水と緑の森づくり税を活用いたしまして、人と熊などの野生動物とのすみ分けにつながります里山林の整備を着実に進めてまいりました。

ただし、この森づくり税といいますのは、従来からの林業行政では行き届かないような、例えば今ほど説明したような里山の広葉樹林等の整備というものを対象に導入された経緯がございますことから、これまでには、木材生産を目的とするような人工林等での整備といいうのは、対象としてこなかったところでございます。

一方で、11月14日ですけれども、関係閣僚会議で取りまとめられました国のクマ被害対策パッケージは、人と熊類のすみ分けを図ることで、被害を抑制することを目的としまして、令和7年度補正予算からの実施が検討されておりますけれども、この中で、森林関係の施策としましては、熊類の生息環境を保全整備することを目的とした、人工林を対象に針広混交林等に誘導するための間伐ですと

か、植栽を行うといったことですか、人の生活圏への出没を防止するための林縁部——森林のふちですが、ここを刈り払い機等で雑草木を刈り払うといったような作業、そういういったことによります緩衝帯の整備を行うことなどが盛り込まれたところでございます。

このため、県といたしましては、これまで進めてまいりました森づくり税を活用した里山林整備に加えまして、現在、拡充が検討されております国の補助事業も活用いたしまして、里山林周辺の人工林における間伐などを補完的に実施してまいりたいと考えております。

こうした取組によりまして、人工林と広葉樹林を一体的に整備するということになりますので、人の生活圏と熊の生息地との間に緩衝機能を持たせるということで、熊の遭遇機会の低減につなげてまいりたいと考えております。

なお、国の補助事業につきましては、10年間の伐採制限などを内容とする森林所有者等との協定を締結することですか、森林整備の考え方、整備後の管理方針などを内容とします事業実施方針を策定するといったことが要件となっておりますので、県といたしましては、地域の要望が強くてこういった事業の実施方針の策定が見込まれる箇所から、順次、国の補助事業を活用して支援をしてまいりたいと考えております。

今後とも市町村の皆様方からの要望等を十分に踏まえながら、森づくり事業との調整も図りつつ、熊被害対策につながる森林整備を着実に進めてまいります。

光澤委員 国も補正から予算措置されるということで、実施方針の策定など必要とのことですが、またしっかりと補助を活用しながらみ分けに向けた森林整備を進めていただきたいと思います。

あとそのパッケージを見てみると、私もこの前までは厚

生環境委員会に所属しておりよく熊の話をしていたのですが、国だけで見ても環境省からそれこそ防衛省まで横断しているということで、県庁内でも部局横断的な熊対策を進めさせていただきたいと思っています。

熊の冬眠はまだ先ではないかと考えておられる専門家の方もいらっしゃいますので、引き続き頑張っていただきたいと思います。

庄司委員長 ほかにありませんか。——ないようありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 陳情の審査

庄司委員長 次に、陳情の審査に入ります。

陳情は1件付託されておりますので当局から説明願います。

吉野建築住宅課長 私から陳情第43号立山町大窪ニュータウンにおける農地開発申請等に関する陳情書について御説明いたします。

この陳情は、立山町大窪ニュータウン在住の住民が、地下に人工取り水配管が存在するにもかかわらず、住宅団地として開発されたことについて、その調査と説明を求めているものでございます。

まず、要旨第1の人工取り水配管について、住宅団地付近には、近隣住民が使用する配管があると聞いています。ただし、これがいつ埋められ、どこを通っているのか明確にはなっていないとのことです。改めて立山町に確認しましたところ、当該地では、昭和49年に圃場整備が行われており、配管の埋設はその前に行われたのではないかと伺っております。

そして平成9年に住宅団地が造成されましたが、当時デベロッパーはその配管の存在を把握しておらず、工事中も支障はなかったということを確認しております。

次に要旨 2 から 5 についてです。

こちらは開発許可に関する要望でございます。

要旨 2 の県が行った開発許可は、基準に基づき審査、許可したものでございまして、工事完了後に現場検査を行つており、県の審査は適切だったと考えております。

なお、陳情の代表者から県へ開示請求があった開発許可の申請書類一式につきましては、令和 4 年 8 月に開示済みでございます。

要旨 3 です。立山町が紛失したとされている開発許可に係る書類につきましては、副本を町で保管していると伺つております。当該文書については立山町に改めて御確認いただきたいと考えております。

町が不開示決定しました書類は、農地転用に係る農振除外申請書類であると確認しております。

要旨第 4 です。こちらは開発許可の審査に当たり、国土地理院の地図を確認する規定はなく、本県では現況の確認や敷地の位置確認には広く利用されている住宅地図を使用しております。なお改めて当時の地図を確認したところ、どちらの地図にも地中の埋設物についての表記はございませんでした。

要旨 5 についてです。当時の県の審査は適切だったと考えております。県が補償計画をつくる考えはございません。

最後に要旨 6 です。下水道工事の事故対応につきましては、県は関係者ではございませんので、工事の実施主体が対応すべきものと考えているものでございます。

なお立山町では、当該配管を探すため、これまで 2 回、陳情者の立会いの下、周囲を試掘してきたとのことでございますけれども、配管は見つかっていないと伺っております。

以上が調査結果であります。

県としては、引き続き開発許可制度を運用していきたいと考えているものでございます。

庄司委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見はございませんか。——ないようでありますので、これをもって陳情の審査は終わります。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。